

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

| | | | |
|-------------------|---|-----------|-------|
| 整 理 番 号 | 1 | 処理機関(所管課) | 町民健康課 |
| 許 認 可 等 の 種 類 | 埋葬、火葬又は改葬の許可 | | |
| 根 拠 法 令 (条 例 等) | 墓地、埋葬等に関する法律 (平成23年法律第48号) | | |
| 根 拠 条 項 | <p>[埋葬・火葬又は改葬の許可]</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> | | |
| 審 査 基 準 | <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】 墓地、埋葬等に関する法律施行規則</p> <p>第一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)</p> <p>第五条第一項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)</p> <p>二 死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別)</p> <p>三 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数)</p> <p>四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別)</p> <p>五 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)</p> <p>六 死亡場所(死産の場合は、分べん場所)</p> | | |

- 七 埋葬又は火葬場所
 - 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄
- 第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。
- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
 - 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
 - 三 埋葬又は火葬の場所
 - 四 埋葬又は火葬の年月日
 - 五 改葬の理由
 - 六 改葬の場所
 - 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
 - 二 墓地使用者等以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類
- 第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
 - 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
 - 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
 - 四 その他市町村長が特に必要と認める書類

| | |
|--------|---|
| 標準処理期間 | 3日（休日は、含まない。） |
| 関係法令等 | 墓地、埋葬等に関する法律第5条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条、第2条、第3条 |
| 関係文書等 | <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する件（昭和23年9月13日発衛第9号） ・改葬許可の取扱について（昭和30年11月15日衛環第84号） ・墓地、埋葬等に関する法律上の疑義について（昭和32年3月28日 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>衛環第23号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法の一部改正に伴う墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正について（昭和45年4月14日環衛第52号） ・妊娠期間の算定に関しての墓地、埋葬等に関する法律の運営について（昭和53年12月25日環企第190号） ・墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成11年3月29日生衛発第504号） ・許認可等の審査・処理期間の半減・短期化について（平成11年4月8日生衛発第656号） |
| 審査基準設定年月日 | 平成6年10月1日(令和5年10月1日最終変更) |
| 備 考 | |

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------|
| 許 認 可 等 の 種 類 | 2 | 処理機関(所管課) | 町民健康課 |
| 根 拠 法 令 (条 例 等) | 児童手当の額の改定 | | |
| 根 拠 条 項 | 児童手当法 (昭和46年法律第73号) | | |
| 審 査 基 準 | <p>(児童手当の額の改定)</p> <p>第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。</p> | | |
| 許 認 可 等 の 種 類 | <p>未設定 (児童手当等の額の改定は、児童手当の受給資格及び手当の額の認定に係る審査基準に準じ、当該基準に適合することを基準としているため、審査基準の設定は不要であるため。)</p> | | |
| 標 準 処 理 期 間 | 14日 | | |
| 関 係 法 令 等 | 児童手当法第6条、第8条第2項・第3項、第9条 | | |
| 関 係 文 書 等 | | | |
| 審 査 基 準 設 定 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |